

収 支 報 告 書

令和 2 年 分
(平成 年 月 日開催分)

- 1 (ふりがな) 政治団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名
- 4 会計責任者の氏名

せいりし ^{わかまつ} せいかい
 税理士による若松かねしげ後援会
 福島県郡山市堤下町8番10号
 宗像住孝
 矢部 豊

政治団体の区分

政党
 政党の支部
 政治資金団体
 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

[事務担当者の氏名]

矢部 豊

[電話]

024-946-0191

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 若松謙維

公職の種類 参議院議員(現職)



(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入力	備考
5307	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十	百	千	円
収 入 総 額 -----			6 2 0	4 2 2
(前年からの繰越額) -----			5 2 0	4 1 9
(本年の収入額) -----			5 0 0	0 0 3
支 出 総 額 -----			2 0	0 0 0
翌年への繰越額 -----			6 0 0	4 2 2

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十	百	千	円
金 額 -----				0
員 数 -----				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	十	百	千	円	備 考
(7) 個人からの寄附 (うち特定寄附)				0	
(4) 法人その他の団体からの寄附				0	
(7) 政治団体からの寄附			5 0 0	0 0 0	/
小 計 (7)+(4)+(7)			5 0 0	0 0 0	/
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合 計 (ア + イ)			5 0 0	0 0 0	/

(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の区分		政治団体		備考
寄附者の氏名(団体にあつては、その名称)	金額				年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)		
	十億	百万	千	円					
福島県税理士政治連盟郡山支部			100	000	昭和53.19	福島県郡山市堤下町8-10	堀江正喜		
福島県税理士政治連盟			100	000	昭和53.4.2	同上	大橋健二		
同上			100	000	昭和53.4.8	同上	同上		
この頁の小計			300	000					
その他の寄附				0					
合計			300	000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額				備 考
		億	百	千	円	
1	経 常 経 費					
(1)	人 件 費				0	
(2)	光 熱 水 費				0	
(3)	備 品・消 耗 品 費				0	
(4)	事 務 所 費				0	
	経常経費小計				0	
2	政 治 活 動 費					
(1)	組 織 活 動 費				0	
(2)	選 挙 関 係 費				0	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費				0	
ア	機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				0	
イ	宣 伝 事 業 費				0	
ウ	政 治 資 金 パーティー開催事業費				0	
エ	そ の 他 の 事 業 費				0	
	小 計((3)ア～エ)				0	
(4)	調 査 研 究 費				0	
(5)	寄 附・交 付 金				0	
(6)	そ の 他 の 経 費				0	
	政治活動費小計			20000	0	政治資金監査報酬
	合 計			20000	0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の貸借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書


添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- ② 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年5月31日

政治団体の名称 総理士による若松かねしげ後援会

会計責任者の氏名 矢部 豊 

代表者の氏名 

(解散の場合のみ記載)

- (備考) 1 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。
- 2 解散に伴う収支報告書の場合については、代表者であった者の記名押印又は署名が必要であり、署名は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和 3 年 5 月



税理士による若松かねしげ後援会
代表 宗像 住孝 殿

登録政治資金監査人
税理士法人 さくら会計

加藤 英夫



登録番号 第 1510 号
研修修了年月日 平成 20 年 12 月 5 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、税理士による若松かねしげ後援会の令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、税理士による若松かねしげ後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。尚、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

3 業務制限

税理士による若松かねしげ後援会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。また、税理士による若松かねしげ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。 以上